

市立函館病院地域医療支援室運営事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道南保健医療圏の地方・地域センター病院として指定された市立函館病院が、医師派遣など地域への医療支援活動や第三次保健医療圏域内医療機関相互の連絡調整機能を強化することにより、プライマリケアを担う医療機関への支援体制や医師が僻地に勤務しやすい環境を整備するとともに、地方・地域センター病院として効率的な医療供給体制を構築し、もって地域医療の向上に寄与することを目的とする。

(実施地域)

第2条 この事業の実施地域は、道南の第三次保健医療圏域内（以下「圏域内」という。）とする。

(事業内容)

第3条 市立函館病院に地域医療支援室を設置し、次に掲げる事業を行うものとする。
ただし、（8）から（11）までの事業については、圏域内の医療事情により必要に応じて行うことができるものとする。

- （1）圏域内の市町村および医療機関等を対象とした連絡調整
- （2）地域医療支援のための連絡調整
- （3）圏域内の医療機関への診察協力および代替医師のための医師派遣
- （4）圏域内の医療機関からの患者紹介（逆紹介）業務
- （5）高額医療機器の共同利用等
- （6）圏域内の医師等を対象とする研修会および症例検討会等の実施
- （7）医育大学・高度専門医療機関との連携
- （8）開放型病院（病床）の運用
- （9）画像伝送システムによる診療支援や研修実施
- （10）医療コンサルテーション（専門医による臨床上の助言）の実施
- （11）保健医療情報等の収集

(管理者および職員の配置)

第4条 地域医療支援室に、この事業の運営に必要な管理者として医師を置くほか必要な事務職員を置く。

2 管理者は、市立函館病院長をもって充てる。

(運営委員会の設置)

第5条 この事業の円滑な推進を図るため、地域医療支援室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、南渡島地域保健医療福祉推進協議会と密接な連携のもとに各地域保健医療計画と整合性のある運営に努めるものとする。

(運営委員会の組織)

第6条 運営委員会は、会長、副会長および委員をもって組織する。

2 会長は、地域医療支援室の管理者をもって充てる。

3 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

(1) 市立函館病院の職員

(2) 圏域内医師会の職員

(3) 圏域内市町村の職員

(4) 圏域内保健所の職員

(委員の任期)

第7条 運営委員会の委員の任期は、2年とする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この要綱は、平成11年7月22日から施行する。